

身体拘束・行動制限の廃止と 支援の質の向上

①身体拘束について

一般社団法人あんぶ
代表 竹矢 恒

この時間で学ぶこと

身体拘束の廃止に向けた取り組み

- 身体拘束とは？
- 身体拘束の3要件とは？

やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

- やむを得ず身体拘束を行う際の厳格な手続き
- 身体拘束廃止未実施減算
- 座位保持装置等について

身体拘束等の適正化のための体制整備

- 事業所における虐待防止委員会について
- 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けたチェックリスト

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる）

- ①**身体的虐待** (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②**放棄・放置** (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③**心理的虐待** (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④**性的虐待** (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤**経済的虐待** (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

身体拘束の廃止に向けて

全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある

身体拘束は・・・

- 1) 障害者の能力や権利を奪うことにつながる行為
- 2) 本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
- 3) 家族にも大きな精神的負担
- 4) 職員のモチベーション・支援技術の低下

身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことの出来ない取り組み

どのような行為が身体拘束に該当するのか？

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その**様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**とされています。

※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならない。

緊急やむを得ない場合とは・・・

※以下のすべてを満たすこと

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

“やむを得ず”

注意が必要なフレーズ

「やむを得ない場合を除き」

やむを得なければ身体拘束をしても許されるのでしょうか？

ここがポイントです！

「やむを得ない」ですか？

- **人手不足で利用者の安全が確保できません。**

→人手不足は利用者の責任？十分なリスクマネジメントが為されていますか？業務の采配、マネジメントは十分ですか？組織のルールは見えるようになってますか？

- **支援力不足（ケアの質）で事故の可能性が…**

→職員の質が低いのは利用者の責任？支援の質を上げる努力は十分でしょうか？組織的に人材の確保に努めていますか？

正当な理由？

虐待防止法では

「**正当な理由なく**」 障害者の身体を拘束
する事は、「虐待」

ちょっと待て。正当な理由って何だ？

→誰にとって正当な理由なのか？

“やむを得ず”身体拘束を行う時の留意点

緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないと記載されています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」

では「緊急やむを得ない」時とは？

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

「緊急やむを得ない」時の視点

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案しそれでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

「緊急やむを得ない」時の視点

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

「緊急やむを得ない」時の視点

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間想定する必要があります。

その上で厳格な手続きが必要

- 1) 組織による決定と個別支援計画への記載
- 2) 本人・家族への十分な説明
- 3) 行政への相談、報告
- 4) 必要な事項の記録

- 要件と手続きを踏めば免罪符となる訳ではない
- 手続きは自問するための時間であり、自分たちの支援力を見直すための時間であり、過ちを犯さないための時間

要件をすべて満たしても、手続きを踏んで、安易に行わず、慎重に判断する。常に「誰のため」「何のため」「本当に他に方法はないのか」等、「繰り返し自問する（疑問を抱き続ける）」ことが大切

組織による決定

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。

個別支援計画への記載

身体拘束を行う場合には、**個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載**します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくためを行うものとなります。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。

本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜**利用者本人や家族に十分に説明**をし、了解を得ることが必要となります。

必要な事項の記録

必要な事項の記録 また、身体拘束を行った場合には、その**様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録**します。なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」では、身体拘束廃止未実施減算が定められているため、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反に問われる場合があります。

身体拘束廃止未実施減算

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図る為、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

《身体拘束廃止未実施減算》

施設・居住系サービス 10%、訪問・通所系サービス 1%
(令和 6 年 4 月 1 日から)

座位保持装置等に付属するベルト・テープルの使用について

座位保持・座位保持装置の視点

- ①車椅子等に座った時に、姿勢をしっかりと保持（維持）するここで、背もたれ、座面等の機能がその人に合うように調整される必要があります
- ②褥瘡予防（座圧）、移動保障の視点等も踏まえ、アセスメントを経て、その人のQOLを高める上で車いすユーザーには不可欠な機能と言えます
- ③身体に重度の障害のある人の中には、脊椎の側弯や、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせ体幹の安定等のため座位保持装置や車いすを医師の意見書又は診断書によりオーダーメイド等により製作し、使用されている方も少なくありません。そのため、安全かつ安楽に座位が維持されるようにベルトやテーブルも使用されます

一概に身体拘束にあらず

ベルトやテーブルを身体拘束にあたるとして、ベルトを外し転落したり、怖い思いをされるということが各所で起きています。そのため危険を回避しようとして、ベッド上の生活を強いるなど不適切な対応を招くこともあります。むしろベルトやテーブルを外すことで危険を招く場合があります

身体拘束との違い

座位の安定、移動の自由、快適な暮らしを維持するために、ご本人（場合によってはご家族）の意思で、適正な手続きを踏み、適宜見直されていれば、「身体拘束」同様の詳細な記録は求められていません。その目的や対応に応じて適切に判断される必要があります

記録は？

平成31年3月29日付け厚生労働省障害福祉部障害福祉課事務連絡では「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむをえず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である」（障害福祉サービス等報酬に係るQ&A）と明記されました

ただし！ 座位保持装置でも留意点は守る必要があ ります

- ベルトやテーブルをしたまま障害者を椅子の上で長時
間放置するような行為については身体拘束に該当する
場合もあるため、座位保持装置等に付属するベルトや
テーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判
断することも適当でないのは当然のことですので留意
が必要です。
- 座位保持装置等を漫然と長時間使用することを防ぐた
めには、個別支援計画に座位保持装 置等を使用する場
面や目的、時間とともに、リクライニングによる体位
変換やベッドや他の 用具等に移乗して休息する時間に
ついても記載し、長時間の同一姿勢による二次障害や
褥瘡 を計画的に防止することが必要です。

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長:管理者
委 員:虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止委員会

委員長:管理者
委 員:虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止委員会

委員長:管理者
委 員:虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

身体拘束等の適正化のための体制整備に向けたチェックリスト

内容	回答	
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録		
<ul style="list-style-type: none"> 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している ※利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない 	はい	いいえ
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、身体拘束適正化委員会という）の定期的な開催・検討結果の周知徹底		
<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束適正化委員会を設置している ※事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置及び虐待防止委員会と一体的に設置・運営も可能である 身体拘束適正化委員会を定期的（最低年1回以上）に開催している 身体拘束適正化委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である 身体拘束適正化委員会の構成員は事業所に従事する幅広い職種により構成している 身体拘束適正化委員会には、第三者や専門家（医師（精神科専門医等）、看護職員等）を活用するよう努めている 身体拘束適正化委員会では、身体拘束等についての報告するための様式を整備している 身体拘束適正化委員会は、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の適正性と適正化策を検討している ※職員は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告する ※事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめる 身体拘束適正化委員会で報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底している 身体拘束適正化委員会では、適正化策を講じた後に、その効果について検証している 	はい	いいえ
職員への研修の実施		
<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束等の適正化の研修を定期的に（年1回以上）実施している 新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している 研修の実施内容の記録を行っている 	はい	いいえ
身体拘束等の適正化のための指針の整備		
<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束等の適正化のための指針が整備されている 指針には以下を盛り込んでいる <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 	はい	いいえ

令和3年度障害者総合推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」（PwC）

小規模事業所の体制整備等における効果的な取り組みのポイント

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録	<p>① 記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。</p>
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	<p>② 身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>③ 身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一緒に設置・運営する。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討することも差し支えない。」としています。</p> <p>④ 既存の会議体や委員会(定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等)の開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。</p> <p>⑤ 身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p>
研修の実施	<p>⑥ 身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。</p> <p>⑦ 域内で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。 ※解釈通知では、「研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。」とされています。</p> <p>⑧ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加しない職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。</p>
指針の整備	<p>⑨ 身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。</p>